



第71期 定時株主総会
招集ご通知

2021年7月1日～2022年6月30日

日時 2022年9月29日（木曜日）
午前10時

場所 東京都町田市原町田四丁目1番14号
町田市文化交流センター
6階ホール

株式会社 オーネックス

証券コード5987

- ・株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、当日のご来場をお控えいただき、書面又はインターネットにより事前の議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。
- ・昨年同様、株主総会のお土産はご用意いたしておりませんのでご了承くださいませようお願い申し上げます。

目次

株主の皆様へ	1
第71期定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役1名選任の件	
第4号議案 会計監査人選任の件	
(提供書面)	
事業報告	10
連結計算書類	25
計算書類	29
監査報告書	33

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症の収束が未だ見えない状況において、医療関係者及び感染拡大防止に尽力されている方々に、心より感謝申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大やロシア・ウクライナ情勢は、半導体不足や物流の停滞あるいはエネルギー問題などを招き、地政学的リスクの増大はグローバル化のリスクも顕在化させ、社会の変容は加速化していくものと予想しております。

そのようななか、自動車のEV化やカーボンニュートラルな社会の実現に向けた動きも加速しており、当社を取り巻く事業環境は決して平坦ではありません。

しかしながら、皆様から必要とされる存在であり続けるために、SDGsの達成に一つでも多く貢献できるように、また確実にお客様のニーズに対応できるように、今後更に企業体質及び技術の向上に邁進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

2022年9月



代表取締役社長

大屋 和雄

証券コード 5987
2022年9月9日

株 主 各 位

東京都町田市森野1-7-23

株式会社 オーネックス
代表取締役社長 大 屋 和 雄

第71期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第71期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大がいまなお懸念されている状況を踏まえ、株主様の安全確保及び感染拡大防止のために、株主様には可能な限り書面又はインターネットにより事前の議決権行使をお願いし、何卒ご理解を賜りたく存じます。また、株主総会にご出席される場合は、マスク着用などのご対応を謹んでお願い申し上げます。さらに会場におきましても、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

事前に議決権をご行使いただく場合は、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、後述のご案内に従って、2022年9月28日（水曜日）午後5時までに議決権をご行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年9月29日（木曜日）午前10時
 2. 場 所 東京都町田市原町田四丁目1番14号
町田市文化交流センター 6階ホール
（昨年と株主総会会場が異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第71期（2021年7月1日から2022年6月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第71期（2021年7月1日から2022年6月30日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役1名選任の件
第4号議案 会計監査人選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.onex.jp>）に掲載しておりますので本招集ご通知の提供書面には記載していません。

従いまして、本定時株主総会招集ご通知提供書面は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類又は計算書類の一部であります。

① 連結計算書類の連結注記表 ② 計算書類の個別注記表

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載いたします。

議決権行使についてのご案内

■ 事前に議決権を行使いただく場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。

行使期限 2022年9月28日（水曜日）午後5時必着



インターネットによる議決権行使

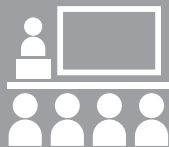
次頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

※2022年9月17日（土）午前5時～2022年9月20日（火）午前5時の間はウェブサイトのメンテナンス作業のため取扱い休止となります。

行使期限 2022年9月28日（水曜日）午後5時まで

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。

■ 株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2022年9月29日（木曜日）午前10時

❗ ご注意事項

※書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

※インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。

※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権
行使期限

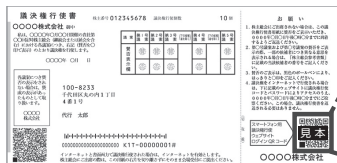
2022年9月28日（水曜日）
午後5時まで

議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>



「スマート行使」について

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

※QRコードは㈱デンソーウェブの登録商標です。

議決権行使ウェブサイトのご利用に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

0120-652-031 (受付時間9:00~21:00)

アクセス手順について

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

*** ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ! ***

- 本サイトのご利用にあたっては、「インターネットによる議決権行使について」の記載内容をよく読みいただき、ご了承いただける方は【次へすすむ】ボタンをクリックしてください。
- 画面を閉じる場合は、Webブラウザを閉じてください。

次へすすむ

クリック

<その他のご案内>

- 招集ご通知等の電子配信ご利用のお届出の確定手続きはご注意をクリックしてください。

「次へすすむ」をクリック

2. ログインする

*** ログイン ***

- 議決権行使コードを入力し、【ログイン】ボタンをクリックしてください。
- 議決権行使コードは株主総会招集ご通知に記載されています。
- （電子メールにより招集ご通知が届かない株主様の場合は、招集ご通知電子メールを確認してください。）

入力

議決権行使コード:

クリック

ログイン

閉じる

お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

3. パスワードの入力

*** ご自身で登録するパスワードへの変更 ***

- セキュリティ確保のため、パスワードをご自身で登録してください。
- 議決権行使書用紙に記載のパスワードと異なる場合は、【閉じる】ボタンをクリックしてください。
- パスワードは8文字以上、英数字と記号を組み合わせた文字列にしてください。

入力

議決権行使書用紙に記載のパスワード 入力パスワード

ご使用になるパスワード:

確認のための入力:

実際にご使用になる新しいパスワードを入力

クリック

登録

議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第71期の期末配当につきましては、企業体質強化、今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金20円 配当総額33,119,780円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年9月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第13条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第13条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第13条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、経過措置等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>< 新設 ></p>	<p>< 削除 ></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="208 211 340 238">< 新 設 ></p>	<p data-bbox="778 178 846 204">(附則)</p> <p data-bbox="768 211 1348 378">1. <u>変更後定款第13条の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="768 385 1348 480">2. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役1名選任の件

経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役1名の増員をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
むらの ゆきや 村野 幸哉 (1955年9月26日生)	1978年4月 株式会社IHI入社 2012年7月 株式会社IHI機械システム代表取締役社長 2014年4月 株式会社IHI執行役員 2018年10月 同社顧問 2021年3月 同社退社	-株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 村野幸哉氏は社外取締役候補者であります。
 3. 社外取締役候補者とした理由、期待される役割及び職務を適切に遂行することができるかと判断した理由
 村野幸哉氏は、業務執行の監督機能強化への貢献及び経営的視点からの助言や意見が期待されることから、同氏を社外取締役候補者といたしました。
 4. 責任限定契約の内容の概要
 村野幸哉氏の選任が承認された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とする予定であります。
 5. 村野幸哉氏は当社の社外取締役であり、選任後は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ます。
 6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しています。なお、保険料は全額を当社が負担しております。

第4号議案 会計監査人選任の件

会計監査人EY新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、三優監査法人を会計監査人に選任することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、監査役会が三優監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、現任の会計監査人の継続監査期間を考慮した上で、当社を変革していくための会計監査には、新たな視点での監査が必要であるとともに、内部統制の高度化、会計監査の迅速化・合理化等への期待等を総合的に勘案し、適任であると判断したものであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名 称	三優監査法人
主たる事務所の所在地	東京都新宿区西新宿一丁目24番1号 エステック情報ビル15階
沿 革	1986年10月 監査法人三優会計会社設立 1996年1月 BDO Binder BV (現 BDO International Limited) と業務提携 1996年4月 三優監査法人に商号変更
概 要	<p>関与会社数 約230社 人数 パートナー40名 公認会計士119名 その他専門職員111名 その他の事務職員32名</p> <p>国内拠点 東京事務所 札幌事務所 名古屋事務所 大阪事務所 福岡事務所</p>

以 上

(提供書面)

事業報告

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による経済活動の制約が徐々に緩和されてきており、国内景気は緩やかに持ち直しの動きがみられたものの、新たな変異株による感染が再拡大するなど収束は見通せない状況でした。また、ロシアのウクライナ侵攻に起因するエネルギーや原材料価格の高騰と円安進行による物価上昇は、企業活動に様々な影響を与えており、景気の先行きについては依然として不透明な状況が続きました。

このような経済状況の下で当社グループは、長野工場を閉鎖後、他工場へ取引を移管し、主な移管先である東松山工場及び厚木工場は一体化運営を推進し、山口工場は生産集約により生産の効率化を図ってまいりました。更に、全工場において熱処理単価の見直しを行い生産体制の向上に努めつつ強固な収益体質の確立に取り組んでまいりました。

主力取引業界である自動車関連の受注は低調に推移したものの、産業工作機械、建設機械関連の受注が増加したため、売上高は前期と比較して増加しました。経費面では、エネルギー、原材料費などの高騰がありましたが、長野工場閉鎖に伴う移設費などが当期は減少し、前期と比較して増益となりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高5,302百万円(前期比4.7%増)、営業利益113百万円(前期は営業損失111百万円)、経常利益125百万円(前期は経常損失73百万円)となりました。また、2021年8月に発生しました厚木工場の火災事故に関わる保険金を特別利益として計上したことなどにより、親会社株主に帰属する当期純利益は、161百万円(前期は親会社株主に帰属する当期純損失201百万円)となりました。

事業別（連結）の売上高及び概況は、次のとおりであります。（単位：千円）

事業	2021年6月期		2022年6月期 (当連結会計年度)		対前期比	
	売上高	構成比	売上高	構成比	増減額	増減率
金属熱処理加工事業	4,515,652	89.13%	4,747,159	89.52%	231,507	5.13%
運送事業	550,830	10.87	555,794	10.48	4,963	0.90
合計	5,066,482	100.00	5,302,953	100.00	236,470	4.67

【金属熱処理加工事業（株式会社オーネックス、株式会社オーネックステックセンター）】

金属熱処理業界につきましては、新型コロナウイルス感染症による経済活動の制限やロシア・ウクライナ情勢の影響による原材料費の高騰などにより、主力取引業界である自動車部品関連からの受注は低調に推移したものの、産業工作機械、建設機械関連の受注が増加したため、セグメント利益は増加しました。

売上高4,747百万円(前期比5.1%増)、セグメント利益68百万円(前期はセグメント損失152百万円)となりました。

【運送事業(株式会社オーネックスライン)】

運送事業につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動の制限による影響があったものの、一般貨物運送が持ち直したため、売上高は増加しました。

外注費、労務費の削減など経費削減に努め、セグメント利益は増加しました。

売上高555百万円(前期比0.9%増)、セグメント利益25百万円(前期比27.4%増)となりました。

- ② 設備投資の状況
当社グループの当連結会計年度の設備投資総額は552百万円で、その主なものは山口工場の増設工事119百万円、山口工場の堅型真空炉124百万円、株式会社オーネックスラインの車両4台52百万円などです。
- ③ 資金調達の状況
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	2019年6月期	2020年6月期	2021年6月期	2022年6月期 (当連結会計年度)
売上高 (千円)	6,252,991	5,317,067	5,066,482	5,302,953
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)	161,516	13,132	△201,590	161,802
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	97.53	7.93	△121.73	97.71
総資産 (千円)	10,267,144	10,009,094	10,183,050	9,785,765
純資産 (千円)	5,564,518	5,512,111	5,337,009	5,435,652
1株当たり純資産額 (円)	3,360.14	3,328.49	3,222.85	3,282.42

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は自己株式控除後の期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は自己株式控除後の期末発行済株式総数により算出しております。
2. 2022年6月期(当連結会計年度)の状況につきましては、「1. 企業集団の現況 (1) 当連結会計年度の事業の状況 ①事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況 (2022年6月30日現在)

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社オーネックス ライオン	50,000千円	100.0%	一般区域貨物自動車運送事業
株式会社オーネックス テックセンター	95,000千円	100.0%	金属熱処理加工事業

(4) 対処すべき課題

今後の経済の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症への対策をしつつも再拡大が懸念され、またロシアによるウクライナ侵攻は国際情勢を不安定なものにしており、どちらも収束を見通すことは困難な状況です。したがって、経済活動と社会活動の停滞及びエネルギー価格の高騰など景気の下振れリスクにより国内外ともに不透明な状況が続くものと予想されます。

このような経済状況の下で当社グループは、更に、東松山工場及び厚木工場の一体化運営及び山口工場の生産集約を推進し、株式会社オーネックステックセンター（亀山市）との連携を密にすることで、BCP（事業継続計画）対策も含めオーネックグループ全体を強固な収益体質に変えていきます。具体的には、今後の社会の経済構造と金属熱処理業界のすう勢を見定め、適切な熱処理設備の選択や既に導入しております自動防炭塗布装置のように、あらゆる作業工程において自動化などを推進してまいります。加えて、エネルギー、原材料費、人件費などの上昇に対応するため、前期に引き続きまして、熱処理価格の見直しを進めてまいります。

また、各国は環境規制強化やカーボンニュートラルへの取り組みを表明しており、金属熱処理業界などのサプライヤーにおいては厳しい舵取りを迫られることとなります。

当社グループは、環境への配慮の第1歩として、近畿・東海エリアをカバーする株式会社オーネックステックセンター（亀山市）及び山口工場に自家消費型太陽光発電システムを設置いたしました。今後さらにカーボンニュートラルへ向けた検討を行い、地球温暖化の抑止など地球環境への配慮も実施してまいります。さまざまな情勢の変化に迅速に対応できるように、先行した改革を着実に進めてまいります。

今後もグループの総力を結集し、業績の向上に努める所存でございますので、株主の皆様におかれましても、より一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2022年6月30日現在）

当社グループは、金属熱処理加工事業、運送事業を行い、主な事業内容は次のとおりであります。

【金属熱処理加工事業】	浸炭熱処理 窒化熱処理 焼入・焼戻し・焼鈍し 高周波熱処理 真空熱処理
【運送事業】	一般貨物運送

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年6月30日現在)

会社名	所在地
株式会社オーネックス	本社 (東京都町田市)、厚木工場 (神奈川県厚木市) 東松山工場 (埼玉県東松山市)、山口工場 (山口県山陽小野田市) 三重営業所 (三重県亀山市)
株式会社オーネックスライン	本社及び厚木営業所 (神奈川県厚木市) 埼玉営業所 (埼玉県比企郡滑川町)、三重営業所 (三重県亀山市)
株式会社オーネックステックセンター	本社 (東京都町田市)、三重工場 (三重県亀山市)

(7) 使用人の状況 (2022年6月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

セグメント名	使用人数	前連結会計年度末比増減
金属熱処理加工事業	226 (88) 名	6名増 (1名減)
運送事業	51 (2) 名	4名増 (-)
合計	277 (90) 名	10名増 (1名減)

(注) 使用人数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。) であり、臨時雇用者数 (嘱託、常用時給者、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。) は、年間の平均人員を () 外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
203 (79) 名	6名増 (4名減)	41.9歳	15.8年

(注) 使用人数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、臨時雇用者数 (嘱託、常用時給者、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。) は、年間の平均人員を () 外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年6月30日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,125,275千円
株 式 会 社 横 浜 銀 行	775,945
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	594,200
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	240,845

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年6月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 5,868,600株
- ② 発行済株式の総数 1,660,000株
- ③ 株主数 987名 (前期末比 45名減)
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	所有株式数	持株比率
大屋和雄	164千株	9.92%
有限会社大屋興産	105	6.38
大屋廣茂	83	5.02
株式会社横浜銀行	79	4.82
坂内誠	72	4.40
株式会社三井住友銀行	58	3.53
株式会社商工組合中央金庫	56	3.43
T H K 株式会社	53	3.20
上田八木短資株式会社	51	3.12
能田烈	50	3.04

(注) 持株比率は自己株式 (4,011株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2022年6月30日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大屋和雄	最高執行役員兼事業本部長 株式会社オーネックスライン 代表取締役社長 株式会社オーネックステックセンター 代表取締役社長
取締役会長	鶴田猛士	管理本部長 株式会社オーネックスライン 監査役 株式会社オーネックステックセンター 専務取締役
専務取締役	武藤孝司	事業本部副本部長兼営業部長 株式会社オーネックスライン 取締役 株式会社オーネックステックセンター 常務取締役
常務取締役	高階毅司	事業本部副本部長兼厚木工場・東松山工場長兼設備管理部長
取締役	田島圭子	管理本部副本部長兼総務人事部長兼経理部長
取締役	遠藤将敏	
常勤監査役	横山剛	株式会社オーネックステックセンター 監査役
監査役	吉田雄彦	
監査役	鍛冶良明	

- (注) 1. 取締役遠藤将敏氏は社外取締役であります。
 2. 監査役吉田雄彦、鍛冶良明の両氏は社外監査役であります。
 3. 当社は取締役遠藤将敏氏及び監査役吉田雄彦、鍛冶良明の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役の遠藤将敏氏及び社外監査役の吉田雄彦、鍛冶良明の両氏は、それぞれ会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

- #### ③ 事業年度中に退任した取締役及び監査役 該当事項はありません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由（贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等）に該当するものを除く。）等を填補することとしております。当該保険契約の被保険者は、当社及び子会社の取締役及び監査役並びに当社が採用する執行役員制度上の執行役員であります。

なお、保険料は全額を当社が負担しております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項

取締役の報酬は、当社の企業理念の実現を实践する優秀な人材を確保・維持し、持続的な企業価値及び株主価値の向上に向けて期待される役割を十分に果たすことへの意欲を引き出すに相応しいものとしております。具体的には業務執行を担う取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役の報酬は基本報酬のみとします。なお、決定方針につきましては、代表取締役社長及び担当取締役作成による原案に基づき、取締役会における決議を経て決定しております。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は1993年9月24日開催の第42回定時株主総会において、年額204,000千円以内（ただし使用人分給与は含まない。）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名です。また、監査役の報酬限度額は1993年9月24日開催の第42回定時株主総会において年額18,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の報酬額は、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長大屋和雄が個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、担当取締役が作成した原案の決済であり、これらの権限を委任した理由は、各取締役の職責等を総合的に勘案するには代表取締役社長が最も適しているからであります。取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

二. 当事業年度に係る報酬等の総額

区	分	支給人員	支給額
取 （う　ち　社　外　取　締　役）	締　外　取　締　役	6名 (1名)	129,480千円 (3,600千円)
監 （う　ち　社　外　監　査　役）	査　外　監　査　役	3名 (2名)	15,288千円 (5,280千円)
合	計	9名	144,768千円

(注) 1. 取締役の支給額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 当事業年度の取締役に対する業績連動報酬の支給はありません。

ホ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金
該当事項はありません。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係及び当社と当該他の会社との関係
該当事項はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況
取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（18回開催）		監査役会（6回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 遠藤 将敏	18回	100%	—	—
監査役 吉田 雄彦	18回	100%	6回	100%
監査役 鍛冶 良明	18回	100%	6回	100%

(注) 取締役会及び監査役会における発言状況

取締役の遠藤将敏氏は、取締役会の議案審議等について、豊富な経験と高度かつ専門的な知見に基づき、当社の経営上有用な発言等を行っております。特に工場経営に関して、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

監査役吉田雄彦氏は、必要に応じて他社の経営者であった経験・知識に基づき、また、鍛冶良明氏は、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 EY新日本有限責任監査法人
② 報酬等の額及び当該報酬等について監査役会が同意をした理由

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	
イ. 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	37,000千円
ロ. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	300千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37,300千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務の内容は、再生可能エネルギー固定価格買取制度の減免申請に関する公認会計士等による確認業務です。
3. 監査役会は、会計監査人の報酬等についての同意にあたり、以下の点から検討を行い、妥当性があると判断しました。
- ・ 監査計画と実績の比較検討
 - ・ 監査実績及び意見の内容
 - ・ 新年度監査計画における、監査工数及び配員計画と経験年数の検討
 - ・ 新年度監査報酬額の業界及び同等企業との比較検討

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ、改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び当該体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

- 1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. コンプライアンス体制の基礎として、オーネックスグループ企業行動憲章を制定し法令遵守を周知徹底しています。
 - ロ. コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努めています。
 - ハ. 取締役は重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役及びコンプライアンス・リスク管理責任者に報告するほか、遅滞なく取締役会において報告することとしています。
 - ニ. 監査役は当社の法令遵守体制の運用に問題があることを認める時は、意見を述べると共に、改善策の策定を求めることができますものとしています。
 - ホ. 執行部門から独立した部署が内部監査を実施しています。
- 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、文書取扱規程に基づき保存・管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持することとしています。
- 3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、当社の業務執行に係るリスクについてリスク管理規程を定め、リスク管理規程に基づき管理体制を整備することとしています。
- 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催しているほか、必要に応じて適宜臨時に開催することとしており、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については事前に社長、取締役会長、専務取締役等によって構成される経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うこととしています。
 - ロ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程に従うこととしています。

- 5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ企業すべてに適用する行動指針として、オーネックスグループ企業行動憲章を定め、これを基礎として、グループ各社で諸規程を整備しています。
 - ロ. 経営管理については、関係会社管理規程に従い、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うとともに、必要に応じてモニタリングを行っています。取締役会は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告することとしています。
 - ハ. 子会社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、コンプライアンス・リスク管理責任者に報告することとしています。コンプライアンス・リスク管理責任者は直ちに監査役に報告を行うと共に、意見を述べるができるものとしています。監査役は意見を述べると共に、改善策の策定を求めることができるものとしています。
- 6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役が補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は必要に応じて補助業務をする者を配置することとしています。
- 7) 上記使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 監査役職務の補助を担当する使用人に関する人事考課及び人事異動については、監査役の同意を得ることとしています。
 - ロ. 前項の使用人は、監査役から指示を受けた業務を執行しています。
- 8) 当社取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 当社グループの取締役及び使用人は、コンプライアンス及びリスクに関する事項等、当社グループに重大な損失を及ぼす恐れのある事項等を適時、適切な方法により監査役へ報告するものとしています。
 - ロ. 監査役は、取締役会その他、経営会議、その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができます。
 - ハ. 当社グループの取締役及び使用人は、監査役が報告を求めた場合は、迅速かつ的確な対応を行うこととしています。

- 9) 前項の報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役に対して前項の報告を行ったことを理由として、当該報告者は何ら不利な取扱いを受けないものとしています。
- 10) 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理することとしています。
- 11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
イ. 監査役は稟議書その他業務に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役、使用人にその説明を求めることができます。
ロ. 代表取締役は、取締役及び使用人の監査役監査の重要性に対する認識及び理解を深め、監査役監査が実効的に行われるよう環境整備に努めています。
- 12) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
2021年7月1日から2022年6月30日の期間において、取締役会を18回、経営会議を12回、関係会社報告会を2回開催いたしました。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置づけております。企業体質の強化と将来の事業展開に備えた内部留保の充実を勘案し、安定的に配当を行うことを基本方針としております。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株当たり20円の配当とする予定であり、株主総会の決議事項といたします。

(7) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、現在特に定めておりません。

本事業報告中の記載数字は、金額及び株数については表示単位未満を切り捨て、比率その他については、表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2022年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,320,715	流 動 負 債	1,728,116
現金及び預金	2,449,965	支払手形及び買掛金	135,048
受取手形及び売掛金	1,070,934	電子記録債務	207,567
電子記録債権	574,779	1年内返済予定の長期借入金	805,208
製 品	13,174	リ ー ス 債 務	42,804
仕 掛 品	31,457	未 払 金	138,893
原材料及び貯蔵品	100,543	未 払 費 用	217,151
そ の 他	79,862	未 払 法 人 税 等	26,037
固 定 資 産	5,465,049	賞 与 引 当 金	14,487
有 形 固 定 資 産	4,873,535	そ の 他	140,918
建物及び構築物	1,247,542	固 定 負 債	2,621,997
機械装置及び運搬具	1,155,081	長期借入金	1,981,457
土 地	2,219,624	リ ー ス 債 務	57,819
リ ー ス 資 産	87,801	退職給付に係る負債	508,901
建設仮勘定	2,000	そ の 他	73,819
そ の 他	161,484	負 債 合 計	4,350,113
無 形 固 定 資 産	34,262	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	557,251	株 主 資 本	5,417,114
投資有価証券	192,303	資 本 金	878,363
繰延税金資産	229,011	資 本 剰 余 金	713,431
そ の 他	137,409	利 益 剰 余 金	3,831,392
貸倒引当金	△1,473	自 己 株 式	△6,071
資 産 合 計	9,785,765	その他の包括利益累計額	18,537
		その他有価証券評価差額金	18,537
		純 資 産 合 計	5,435,652
		負 債 純 資 産 合 計	9,785,765

連結損益計算書

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		5,302,953
売上原価		4,217,614
売上総利益		1,085,339
販売費及び一般管理費		972,280
営業利益		113,058
営業外収益		
受取利息	2,307	
受取配当金	7,233	
受取賃貸料	10,424	
スクラップ収入	8,049	
雇用調整助成金	9,930	
その他	7,092	45,038
営業外費用		
支払利息	19,542	
支払手数料	5,009	
その他	7,635	32,188
経常利益		125,908
特別利益		
固定資産売却益	2,903	
投資有価証券売却益	22,039	
受取保険金	155,483	180,426
特別損失		
固定資産売却損	23	
固定資産除却損	4,936	
投資有価証券売却損	21	
災害による損失	59,234	64,215
税金等調整前当期純利益		242,119
法人税、住民税及び事業税	29,197	
法人税等調整額	51,118	80,316
当期純利益		161,802
親会社株主に帰属する当期純利益		161,802

連結株主資本等変動計算書

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2021年7月1日 残高	878,363	713,431	3,703,029	△6,071	5,288,751
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	△320	-	△320
会計方針の変更を反映した当期首残高	878,363	713,431	3,702,709	△6,071	5,288,431
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	-	-	△33,119	-	△33,119
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	-	-	161,802	-	161,802
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	-	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	128,683	-	128,683
2022年6月30日 残高	878,363	713,431	3,831,392	△6,071	5,417,114

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計	
2021年7月1日 残高	48,257	48,257	5,337,009
会計方針の変更による累積的影響額	－	－	△320
会計方針の変更を反映した当期首残高	48,257	48,257	5,336,689
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当	－	－	△33,119
親会社株主に帰属する 当期純利益	－	－	161,802
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	△29,720	△29,720	△29,720
連結会計年度中の変動額合計	△29,720	△29,720	98,962
2022年6月30日 残高	18,537	18,537	5,435,652

貸借対照表

(2022年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
資 産 科 目	金 額	負 債 科 目	金 額
流 動 資 産	3,462,914	流 動 負 債	1,594,111
現金及び預金	1,880,515	支払手形	6,654
受取手形	339,492	電子記録債権	207,567
電子記録債権	509,440	買掛金	97,915
売掛金	545,980	1年内返済予定の長期借入金	783,996
製品	8,626	リース債権	17,732
仕掛品	24,631	未払金	149,182
材料及び貯蔵品	78,042	未払費用	161,286
前払費用	2,389	未払法人税等	20,712
未収入金	55,882	預り金	36,500
その他	17,912	賞与引当金	11,209
固 定 資 産	6,287,674	設備関係支払手形	5,434
有形固定資産	3,082,452	設備関係電子記録債権	78,909
建物	783,145	その他	17,009
構築物	34,419	固 定 負 債	2,506,281
機械及び装置	518,593	長期借入金	1,946,091
車両運搬具	1,004	リース債権	29,534
工具、器具及び備品	72,538	退職給付引当金	456,836
土地	1,631,083	長期未払金	73,819
リース資産	41,667	負 債 合 計	4,100,392
無形固定資産	33,327	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	29,539	株 主 資 本	5,631,659
電話加入権	3,787	資 本 金	878,363
投資その他の資産	3,171,894	資 本 剰 余 金	713,431
投資有価証券	192,303	資 本 準 備 金	713,431
関係会社株式	240,000	利 益 剰 余 金	4,045,937
関係会社長期貸付金	2,675,000	利 益 準 備 金	48,306
差入保証金	13,807	そ の 他 利 益 剰 余 金	3,997,630
保険積立金	107,272	別 途 積 立 金	1,500,000
繰延税金資産	211,741	繰 越 利 益 剰 余 金	2,497,630
破産更生債権等	1,473	自 己 株 式	△6,071
破産の他	1,770	評 価 ・ 換 算 差 額 等	18,537
貸倒引当金	△271,473	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	18,537
資 産 合 計	9,750,589	純 資 産 合 計	5,650,196
		負 債 純 資 産 合 計	9,750,589

損益計算書

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	4,168,191
売上原価	3,260,196
売上総利益	907,995
販売費及び一般管理費	840,344
営業利益	67,650
営業外収益	
受取利息及び配当金	46,510
業取務営取	7,500
業経受ス	9,960
業ク	10,421
業ラ	5,944
業ソ	4,987
営業外費用	
支支	18,891
支支	5,009
支支	7,635
経常利益	121,438
特別利益	
投資有価証券売却益	22,039
受取	155,483
特別損失	
固定資産売却損	23
固定資産除却損	4,936
投資有価証券売却損	21
災害による損失	61,302
特別利益	177,523
特別損失	66,283
税引前当期純利益	232,677
法人税、住民税及び事業税	14,306
法人税等調整額	50,396
当期純利益	167,975

株主資本等変動計算書

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金			
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
				別途積立金	繰越利益剰余金	
2021年7月1日 残高	878,363	713,431	48,306	1,500,000	2,363,095	3,911,401
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	△320	△320
会計方針の変更を反映した当期首残高	878,363	713,431	48,306	1,500,000	2,362,775	3,911,081
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	△33,119	△33,119
当期純利益	—	—	—	—	167,975	167,975
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計					134,855	134,855
2022年6月30日 残高	878,363	713,431	48,306	1,500,000	2,497,630	4,045,937

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
2021年7月1日 残高	△6,071	5,497,124	48,257	5,545,381
会計方針の変更による累積的影響額	－	△320	－	△320
会計方針の変更を反映した当期首残高	△6,071	5,496,804	48,257	5,545,061
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	－	△33,119	－	△33,119
当期純利益	－	167,975	－	167,975
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	－	－	△29,720	△29,720
事業年度中の変動額合計	－	134,855	△29,720	105,135
2022年6月30日 残高	△6,071	5,631,659	18,537	5,650,196

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年8月30日

株式会社オーネックス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 打越 隆

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 達也

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オーネックスの2021年7月1日から2022年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オーネックス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。
監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年8月30日

株式会社オーネックス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 打越 隆

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 達也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オーネックスの2021年7月1日から2022年6月30日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められるている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年7月1日から2022年6月30日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年8月30日

株式会社オーネックス 監査役会

常勤監査役 横山 剛 ㊟

社外監査役 吉田 雄彦 ㊟

社外監査役 鍛冶 良明 ㊟

(注) 監査役吉田雄彦及び鍛冶良明は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 町田市文化交流センター 6階ホール
東京都町田市原町田四丁目1番14号
TEL 042-710-6611

昨年と株主総会会場が異なりますので、お間違えのないようご注意ください。



お願い：ご来場には、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。